令和８年（フ）第１８３８号
愛知県半田市本町１丁目３番地の４
債務者　竹内　　淳
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８０号
名古屋市中川区福住町７番７号　レオパレス福住205号
債務者　田井由里菜
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１５号
名古屋市中村区栄生町17番11号　ファッションメゾン翔103号、従前の住所名古屋市中区古渡町９番24号　浪芳ビル505号
債務者　大山　幸規
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０１３号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛133番地１　リーベンシュタット103号室
債務者　棚部理映子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０７号
愛知県大府市長草町墓所根37番地　ロイヤル長草103号
債務者　田中　麻美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５５号
名古屋市港区東土古町１丁目31番地　マイホーム土古
債務者　峰村　弘明
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５９号
名古屋市北区中切町１丁目63番地　鯱第一交通㈱
債務者　宮本九二士
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９０号
名古屋市天白区植田山４丁目107番地　ダオレジデンス103号、従前の住所名古屋市千種区竹越２丁目８番27号　ヴィアーレ竹越302号
債務者　田中　龍司
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９３号
名古屋市北区光音寺町１丁目80番地の２
債務者　佐々木絵恵
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３１９号
大阪市東成区東今里２丁目２番22号　ライフステージ緑橋　503号
債務者　澤田　将太
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市三久保624番地１　メゾン園田102号
債務者　佐藤小百合（旧姓綾部）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第１４３号
島根県安来市今津町703番地５
債務者　野坂　信二
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月13日午後１時10分
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７号
熊本県人吉市下青井町396番地３、前住所熊本県人吉市相良町1071番地１
債務者　山口　純子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第２８号
熊本県人吉市上林町1031番地７
債務者　椎葉真里奈
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産管財人変更

令和７年（フ）第２６１号
沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原７４０番地　シチズンヤギバル４０２
破産者　小野　レネこと　ＯＮＯ　ＣＡＴＡＲＩＮＯ　ＲＥＮＥ　ＨＥＮＲＩＱＵＥ
破産管財人稲山　聖哲が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　本田　祥子
令和８年９月１日
那覇地方裁判所沖縄支部